

高額療養費制度

高額療養費制度とは

医療機関や薬局の窓口で支払った額（この額に入院時の食事負担や差額ベッド代等は含みません）が暦月（月の初めから終わりまで）で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。
ひとつの医療機関、入院・外来別、医科・歯科別で計算します。

自己負担限度額とは

«70歳未満» 合算基準額を満たし上限額を超えて支払った場合は、後日還付されます

所得区分 *1 健保：標準報酬月額 国保：(旧)年間所得	区分	自己負担限度額（世帯単位）	多数回該当 *2
健保：83万円以上 国保：901万円超	ア	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1%	140,100円
健保：53～79万円 国保：600万～901万円	イ	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1%	93,000円
健保：28～50万円 国保：210万～600万円	ウ	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	44,400円
健保：26万円以下 国保：210万円以下	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税	オ	35,400円	24,600円
世帯合算基準額 *3		21,000円	

«70歳以上» それを一旦支払い後、上限額を超えた場合は後日還付されます

所得区分（年収）	自己負担限度額		多数回該当 *2
	外来（個人ごと）	入院+外来（世帯単位）	
現役並みⅢ 約1160万円～	3割	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1%	140,100円
現役並みⅡ 約770万～1160万円		167,400円+ (医療費-558,000円) ×1%	93,000円
現役並みⅠ 約370万～770万円		80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	44,400円
一般	2割/1割	18,000円 (年14万4千円)*4	44,400円
非課税世帯Ⅱ		8,000円	24,600円
非課税世帯Ⅰ			15,000円
世帯合算基準額		合算基準はありません	

*1 標準報酬月額：基本給・諸手当(残業・通勤手当等)、年4回以上給付の賞与などの報酬を月平均した金額
年間所得：前年の国保加入者の総所得金額及び山林所得金額並び株式・長期(短期)譲渡所得金等の合計
からの基礎控除(33万円)を控除した額。

*2 多数回該当：過去12か月間に3回以上高額療養費に該当した場合、4回目以降の自己負担限度額が軽減されます。

*3 世帯合算：お一人の一回分の窓口負担では、高額療養費の支給対象とはならなくとも、複数の受診や同じ世帯にいる他の方（同じ医療保険に加入している方に限る）の受診について、窓口でそれぞれ支払った自己負担額を1ヶ月（暦月）単位で合算することが出来ます。
その合算が一定額を超えたときは、超えた分を高額療養費として支給します。
*ただし70歳未満の方は21,000円以上の自己負担のみ合算されます。

*4 年間上限額：外来のみ年間（8月～翌年7月）の上限額は14万4千円となります。（70歳以上の方のみ）

限度額適用認定についてのご案内

医療機関や薬局の窓口で支払った額が、歴月（月の初めから終わりまで）で一定額を超えた場合、その超えた金額を支給する「高額療養費制度」があります。

あらかじめ「限度額適用認定」をしておくと、限度額を超える高額な医療費が必要となった場合、医療機関毎に限度額を超える支払いが、自動的に免除されます。

当院で高額な医療費が必要となった場合、以下の方法により、限度額を超える支払いが自動的に免除されます。事前に申請をしましよう。

＜方法①＞受付時に、マイナ保険証を利用する。



■受付方法

- ① 顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う（顔認証・暗証番号）
- ③ 各種情報提供の同意選択をする



＜方法②＞「オンライン資格確認の限度額情報提供についての確認書」に同意と署名し、「健康保険証」か「資格確認証」と一緒に受付に提示する。



オンライン資格確認の限度額情報提供についての確認書

オンライン資格確認により、保険料情報や限度額適用認定などの情報を共有することができます。同意をすることで、保険料計算が必要であった医療機関用認定の準備が完了し、申請手続をすることなく、医療機関へ直接問い合わせることができます。（はがき等の個人情報保護法により、医療機関等にオンライン資格確認を行なう場合もあります。その場合は、ご本人の医療機関等に直接お問い合わせ下さい。）なお、両者の同意をご希望の場合は、いつでも入院同意書までお申し下さい。

オンライン資格確認による限度額情報の提供について

同意する

不同意しない（必要があればご自身で限度額適用手続きを行なう）

令和 年 月 日

患者氏名 _____ 代筆者名 _____

青森県立中央病院
医療連携部

※「オンライン資格確認の限度額情報提供についての確認書」の同意は1回行えば、それ以後適用されます。同意への撤回も、いつでも可能です。

※健康保険の加入状況や保険種別等により、医療機関ではオンライン資格確認ができない場合もあります。その場合は、ご加入の医療保険者にお問い合わせ下さい。

＜方法③＞加入する医療保険者（保険証の発行元）より「限度額適用認定証」を取得し、「健康保険証」と一緒に受付に提示する。

制度内容についてご不明な点がございましたら、各医療保険者または医療連携部へご相談ください。